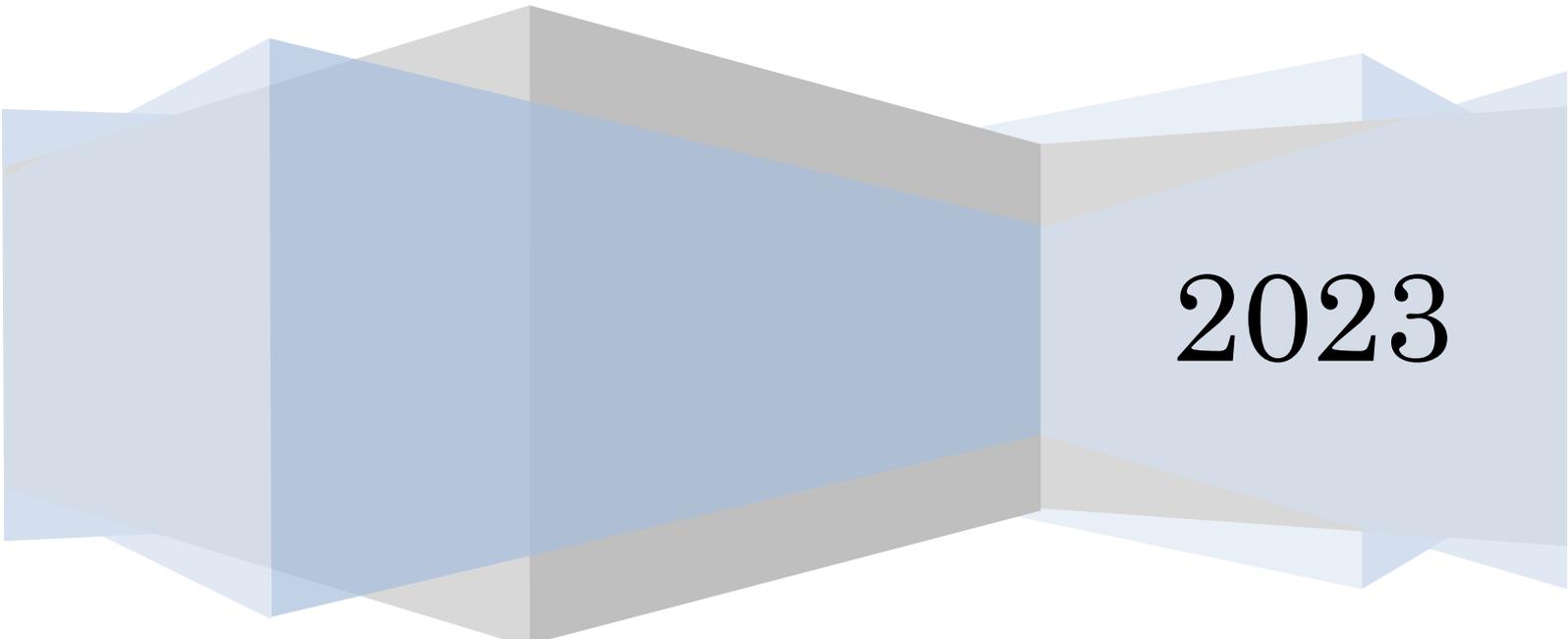


社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

通いの場・サロン事業 助成金の手引き



2023

目次

通いの場・サロン事業助成金	-1-
1 対象要件	
2 助成額	
3 対象経費	
4 助成金の交付方法	
5 手続き	
領収書について留意事項	-5-
記入例	-6-

1 対象要件

対象要件は以下のことをすべて満たすものとします。

- 地域の高齢者の誰もが気軽に参加できること
(参加者が限定される活動でないこと)
- 介護予防、地域づくりを目的とした集まりであること
(営利目的や政治・宗教的な活動でないこと)
- 1回あたりの参加人数(担い手等を含む)が、5名以上見込まれ、半数以上が65歳以上の(年度末年齢)の人であること
- 1回あたりの活動が60分以上であること
- 代表者を1名置くこと
- 実施場所、日時、活動内容など市広報誌等へ掲載することに同意できること

2 助成額

通いの場・サロン運営に要する経費の一部として、以下のとおり助成します。

	助成区分(実施1回あたりの参加人数)		
	5~20人	21~30人	31人以上
助成額	4,000円	5,000円	6,000円
上限回数	年間48回		

※助成額は実施1回あたりの上限額とし、返還等が生じた場合は年度内清算とします

※同一行政区への助成額の上限は、300,000円とします。

(同一行政区内で複数希望がある場合は、各通いの場・サロン代表者間で協議の上、申請額を決定していただけますよう調整をお願いします。)

3 対象経費

対象経費は以下のとおりとします。

項目	内容	備考
諸謝金	講師謝礼	
賃借料	会場使用料、物品レンタル料等	
備品購入費	机、椅子、DVD プレイヤー等	10,000 円以上の備品は要相談
消耗品費	文房具、ティッシュペーパー等	
印刷製本費	チラシやプリント等のコピー代	
保険料	行事用保険等	
食糧費	茶菓子代、賄材料等	1 人あたり 200 円以内
通信運搬費	切手代等	
その他	その他	必要に応じて要相談

※運営スタッフの人件費や会場の修繕費用、参加者の送迎費、記念品・祝い品の購入費については対象外とします

※他の制度による助成金、補助金等を受けている場合は対象外とします

4 助成金の交付方法

助成金の交付方法は以下のとおりとします。

交付方法	区分	内容
① 清算払	その都度 ～ 6か月まで	事業終了後に事業報告書や請求書を提出して、助成金の交付を受けます (その都度から最大 24 回までの一括報告・交付を可能とします)
② 概算払	1 年間	事業実施前に概算で助成金の申請を行い助成金の交付を受けた後、事業終了後に事業報告者や請求書を提出して清算します

※助成額に余剰が生じた場合は、返還とします。

ただし、同一区分内の範囲で余剰が生じた場合は流用を可能とします。

5 手続き

以下の流れで手続きを行います。

①清算払		②概算払	
助成金 申請	社協へ提出書類 ・助成金交付申請書 （様式第1号） 【添付書類】 ・市実施登録書 ・市事業計画書	助成金 申請	社協へ提出書類 ・助成金交付申請書 （様式第1号） ・収支予算書 （様式第1-2号） 【添付書類】 ・市実施登録書 ・市事業計画書
【提出期限】5月10日			
事業実 施	事業を実施	助成金 決定	社協から送付書類 ・助成金交付決定通知書 （様式第2号）
助成金 報告	社協へ提出書類 ・助成金完了報告書 （様式第4号） 【添付書類】 ・領収書（写可） ・参加者名簿 ・市事業報告書	助成金 請求	社協へ提出書類 ・助成金請求書 （様式第3号）
助成金 請求	社協へ提出書類 ・助成金請求書 （様式第3号）	助成金 交付	社協から助成金が交付

通いの場・サロン助成金事業の手引き

助成金 交付	<p>社協から助成金が交付</p> <p>※助成金は、社協窓口にて手渡しで行います。受け取りの際は、請求した際と同じ印鑑が必要となりますのでご持参ください。</p> <p>※領収書に受け取りサインと捺印をお願いします</p>	事業実 施	事業を実施
—	—	助成金 報告	<p>社協へ提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金完了報告書 (様式第4号) ・収支決算書 (様式第4-2号) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書(写可)もしくは 総会資料等 ・参加者名簿 ・市事業報告書 </div>

※概算払において助成金の返還等が生じた場合は、助成金報告の際に清算手続きを行っていただきます。

※市受託金によって助成しているため、4月上旬に社協は市役所に対して報告義務があります。大変お手数ですが、年度末の報告は当該年度の3月31日までをお願いします。(この日が土日になる場合は、翌日までにご報告をお願いします)

重要 当初予定と参加人数が異なり清算がある場合は、3月末までに事務処理を完了させなければならないため、大変恐縮ですが早めに社協へご相談をお願いします

※様式の記入方法や内容等については、別紙『記入例』を参照ください

<領収書について留意事項>

- 1) 領収書は、レシートでも可能です。
- 2) 手書き領収書の場合は、下記の点にご注意ください。
 - (1) あて先にサロンの名称が、正しく記載されているか。
 - (2) 但し書きに記載漏れがないか。(何を買ったかわかるようにしてください)
 - (3) お店の代表者名や公印が正しく押印されているか。

記載例	領 収 書
坂井サロンの会 様	
申請書、報告書、請求書 と同じ氏名で	金 1,500 円
	但し、講演資料代 として
住所 氏名(会社名) 代表者名(フルネーム) 印鑑は会社員もしくは代表者印で	令和5年1月23日 坂井市坂井町下新庄 18-3-1 社会福祉法人 坂井市社会福祉協議 会 長 社協 太郎 ⑩
	手書き領収書の場合 ☆会社関係の領収書 (プラント、アミなど) ⇒店印+担当者印の確認 ☆個人の領収書 ⇒個人印の確認

※領収書(特に手書きのもの)に不備がある場合には、たいへんお手数ですが、再度、出し直しをお願いすることがございますので、上記の点に十分に気をつけていただきますようお願いいたします。

記入例 (太字)

参加者 25 人
開催数 年 12 回 の場合

令和5年4月1日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

令和5年度 通いの場・サロン事業助成金交付申請書 清算払

通いの場・サロンの実施について、助成金を受けたいので下記のとおり申請します。

行政区	下新庄区	新規・ 継続	
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ	住所 連絡先	〒012-3456 坂井市坂井町下新庄 12-34 電話 12-3456
	社協 太郎 印		
区長 / 民生委員児童委員 / 福祉委員 / その他 代表者として該当するものを○で囲んでください			
通いの場・サ 実	名	坂井サロンの会	
		下新庄区民館 (住所: 坂井市坂井町下新庄 56-78)	
助成額 (上限 48 回/年)	区 分 <small>(1 回あたり参加人数)</small>	開催予定数 <small>(年4月から年3月まで)</small>	小 計
	4,000 円 <small>(5~20 人)</small>	回	円
	5,000 円 <small>(21~30 人)</small>	12回	60,000円
	6,000 円 <small>(31 人以上)</small>	回	円
	合 計	12回	60,000円
※うち、食糧費上限額 <small>(@200×参加予定人数300人)</small>			60,000円

- 代表者氏名
 - ・要代表者 (1名)
- 印鑑
 - ・私印 → 可
(シャチハタ不可)

- 食糧費
 - ・茶菓子、弁当、食材費等参加者自らが食するものについては一人当たり 200 円/回以内
例) 計画 10 人の場合/@4,000×12 回=48,000 円に対して、
食糧費上限額 @200×120 人=24,000 円
 - ・ただし、助成額が@200×人数を下回る場合は、その額が食糧上限額
例) 計画 30 人の場合、/@200×360 人=72,000 円に対して、
助成額 @5,000×12 回=60,000 円 が食糧費上限額

様式第4号(第10条関係)

6回分のみを請求した場合

令和5年9月30日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

■印鑑

申請時と同様のもの

行 政 区 下新庄区

通いの場・サロン名 坂井サロンの会

実 施 会 場 下新庄区民館

代 表 者 氏 名 社協 太郎

印

令和5年度 通いの場・サロン事業助成金完了報告書 清算払

通いの場・サロン事業助成金について、下記のとおり完了したので報告します。

回	開催日	経 費						③差引 ①-②
		①収 入			②支 出			
		助成金	助成金外	小 計	食糧費	食糧費外	小 計	
1	令和5年 4月10日	4,000 円	2,500 円	6,500 円	4,000 円	2,500 円	6,500 円	0 円
2	令和5年 5月10日	4,000 円	2,500 円	6,500 円	4,000 円	1,000 円	5,000 円	1,500 円
3	令和5年 6月10日	4,000 円	2,500 円	6,500 円	4,000 円	2,500 円	6,500 円	0 円
4	令和5年 7月10日	4,000 円	2,500 円	6,500 円	4,000 円	1,000 円	5,000 円	1,500 円
5	令和5年 8月10日	4,000 円	2,500 円	6,500 円	4,000 円	2,500 円	6,500 円	0 円
6	令和5年 9月10日	4,000 円	2,500 円	6,500 円	4,000 円	5,500 円	9,500 円	-3,000 円
7	<p>■助成金額の流用 清算を行う助成金上限範囲内にて、助成金の残額をまとめて使用可 例：5/10、7/10の助成金を9/10にまとめて支出。 ※ただし、支出額が助成金上限額より少ない場合は、支出分だけの請求</p>							
合 計		24,000 円	15,000 円	39,000 円	24,000 円	15,000 円	39,000 円	0 円

添付書類 ・領収書(写可) ・参加者名簿 ・市事業報告書

社会福祉法人
坂井市社会福祉協議会 会長 様

令和5年9月30日

■印鑑
申請時と同様のもの

通いの場・サロン名 **坂井サロンの会**
住 所 **坂井市坂井町下新庄 12-34**
代表者氏名 **社協 太郎** ⑩

令和5年度 通いの場・サロン事業助成金請求書

令和5年度 通いの場・サロンを別紙のとおり完了したので助成金を請求します。

記

金 24,000 円 也

【内 訳】

回	実施日	助成額	回	実施日	助成額
1	令和5年4月10日(●)	4,000円	2	令和5年5月10日(●)	4,000円
3	令和5年6月10日(●)	4,000円	4	令和5年7月10日(●)	4,000円
5	令和5年8月10日(●)	4,000円	6	令和5年9月10日(●)	4,000円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
					円
					円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円
	年 月 日()	円		年 月 日()	円

■助成額
様式第4号 完了報告書に記載されている
収入(助成金)を記載

記入例 (太字)

参加者 25 人

開催数 年 12 回 の場合

令和5年4月1日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

令和5年度 通いの場・サロン事業助成金交付申請書 概算払

通いの場・サロンの実施について、助成金を受けたいので下記のとおり申請します。

行政区	下新庄区		新規・ <input checked="" type="radio"/> 継続	
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ		住所 連絡先	〒012-3456 坂井市坂井町下新庄 12-34 電話 12-3456
	社協 太郎 <input checked="" type="checkbox"/>			
区長 / 民生委員児童委員 / <input checked="" type="radio"/> 福祉委員 / その他 (代表者として該当するものを○で囲んでください)				
通いの場 サロン名	坂井サロンの会			
会場	下新庄区民館 (住所:坂井市坂井町下新庄 56-78)			
助成額 (上限 48 回/年)	区分 (1 回あたり参加人数)	開催予定数 (年4月から年3月まで)	小 計	
	4,000 円 (5~20 人)	回	円	
	5,000 円 (21~30 人)	12回	60,000円	
	6,000 円 (31人以上)	回	円	
	合 計	12回	60,000円	
	※うち、食糧費上限額 (@200×延参加予定人数300人)			60,000円

- 代表者氏名
 - ・要代表者 (1名)
- 印鑑
 - ・私印 → 可
(シャチハタ不可)

- 食糧費
 - ・茶菓子、弁当、食材費等参加者自らが食するものについては一人当たり 200 円/回以内
例) 計画 10 人の場合/@4,000×12 回=48,000 円に対して、
食糧費上限額 @200×120 人=24,000 円
 - ・ただし、助成額が@200×人数を下回る場合は、その額が食糧上限額
例) 計画 30 人の場合、/@200×360 人=72,000 円に対して、
助成額 @5,000×12 回=60,000 円 が食糧費上限額

収支予算書

[収入]

項目	金額	説明
助成金	60,000	坂井市社協より
負担金	15,000	郷土料理負担金@200×25人=5,000円 クリスマス会負担金 @400×25人=10,000円
協力金	20,000	区より
繰越金	10,000	前年度繰越金
		■合計額 収入額と支出額は同額
合計	105,000	

[支出]

項目	金額	説明
諸謝金	10,000	教室講師謝礼@5,000×2人
賃借料	1,000	クリスマス DVD レンタル代
消耗品費	3,000	コピー用紙、文具ほか 3,000円
備品購入費	5,000	体操用 CD ラジカセ
印刷製本費	1,000	チラシ印刷
保険料	10,000	サロン活動保険料
食糧費	75,000	茶菓子 60,000円 クリスマス弁当代@400×25人=10,000円 郷土料理教室食材費 5,000円
	105,000	

■諸謝金
講師1人につき
10,000円
以内

■器具備品費
10,000円以上は要相談

■食糧費

茶菓子、弁当、食材費等参加者自らが食するものについては一人当たり200円/回以内

この記入例での内訳

助成金より 60,000円

+負担金より 15,000円

通いの場・サロン名 **坂井サロンの会**

代表者氏名 **社協 太郎**

令和5年度 通いの場・サロン事業助成金交付決定通知書

令和5年4月1日付けで申請のあった**令和5年度**通いの場・サロン助成金事業について、下記のとおり助成金を交付することに決定したので、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

令和5年4月5日

社会福祉法人
坂井市社会福祉協議会 会長

記

①この助成金の交付対象となる事業は**令和5年度**通いの場・サロン事業としてその内容は申請書記載のとおりとする。

②助成事業に要する経費および助成金の額は、次のとおりと

助成事業に要する経費	105,000円
助成金の額	60,000円

■助成事業に要する経費

- ・総事業費を記載

■助成金の額

- ・助成金額を記載

③助成事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書に定める書類を添えて会長提出しなければならない。

令和5年4月10日

社会福祉法人
坂井市社会福祉協議会 会長 様

通いの場・サロン名 **坂井市坂井町下新庄 18-3-1**
住 所 **坂井サロンの会**
代表者氏名 **社協 太郎**

令和5年度 通いの場・サロン事業助成金請求書

令和5年4月5日付けで決定通知のあった**令和5年度**通いの場・サロン事業助成金について、下記金額を請求します。

記

金 60,000 円 也

■印鑑

・申請時と同じ印鑑

【振込先】

金融機関名	坂井銀行・信金・農協 坂井支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	123456
フリガナ	サカイサロンノカイ ダイヒョウ シャキョウ タロウ
口座名義	坂井サロンの会 代表 社協 太郎

様式第4号(第10条関係)

■助成金事業完了報告書

- ・事業完了後、速やかに提出(要年度内)
- ・返還等が生じた場合は清算手続きも含む

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

令和6年3月31日

令和5年度 通いの場・サロン事業助成金完了報告書 概算払

通いの場・サロン事業助成金について、下記のとおり完了したので報告します。

行政区	下新庄区		
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ	住所 連絡先	〒123-4567 坂井市坂井町下新庄 12-34 電話 12-3456
	社協 太郎 ㊞		
通いの場・サロン名	坂井サロンの会		
実施会場	下新庄区民館 (住所: 坂井市坂井町下新庄 56-78)		
助成額 (上限 48 回/年)	区分 <small>(1 回あたり参加人数)</small>	開催数 <small>(年4月から年3月まで)</small>	小 計
	4,000 円 <small>(5~20 人)</small>	12回	48,000円
	5,000 円 <small>(21~30 人)</small>	回	円
	6,000 円 <small>(31 人以上)</small>	回	円
	合 計	12回	48,000円
※うち、食糧費上限額 <small>(@200×延参加人数 240 人)</small>			48,000円

■印鑑

- ・申請時と同じ印鑑

■食糧費上限額

計画@200×延参加予定人数
300人=60,000円に対して
実績@200×延参加人数 240
人=48,000円に減少

添付書類

- ・収支決算書
- ・領収書もしくは総会
- ・参加者名簿
- ・市事業報告書

■助成額

- ・計画に対して1回あたりの参加者数の実績が“区分”を下回った場合はその分の差額を返還
記入例) 計画 25人/@5,000×12回=60,000円に対して
実績 20人/@4,000×12回=48,000円のため
12,000円を返還
- ・また、計画に対して実施回数が減少した場合はその分の差額を返還
例えば、計画 12回に対して実績 10回の場合は
@5,000×2回=10,000円を返還

様式第4-2号(第10条関係)

収支決算書

■助成金

計画 25 人 / @ 5,000 × 12 回 = 60,000 円
 に対して実績 20 人 / @ 4,000 × 12 回 = 48,000 円のため

12,000 円を返還

[収入]

項目	金額	
助成金	60,000	坂井市社協より助成
社協助成金戻入	△12,000	予定していた人数よりも実績が少なく、金額区分が変更したため
負担金	12,000	郷土料理負担金@200×20人=4,000円 クリスマス会負担金@400×20人=8,000円
協力金	20,000	区より
繰越金	10,000	前年度会計より
合計	90,000	

[支出]

項目	金額	説明
諸謝金	10,000	教室講師謝礼@5,000×2人
賃借料	1,000	クリスマス DVD レンタル代
消耗品費	3,000	コピー用紙、文具ほか 3,000 円
備品購入費	5,000	体操用 CD ラジカセ
印刷製本費	1,000	チラシ印刷
保険料	10,000	サロン活動保険料
食糧費	60,000	茶菓子 48,000 円 クリスマス弁当@400×20人=8,000円 郷土料理教室食材費 4,000 円
合計	90,000	

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

□みくに支部	三国町楽円 53-16-1	☎82-1170
□まるおか支部	丸岡町西里丸岡 12-21-1	☎68-5060
□はるえ支部	春江町江留中 10-15-1	☎51-4545
□さかい支部	坂井町下新庄 18-3-1	☎67-0699

各種提出書類は、坂井市社協ホームページからダウンロード可能です。

【HP アドレス】

<http://www.sakaicityshakyo.jp/> →書式等ダウンロード



